

年金特別会計児童手当勘定補助金に係る承認基準の特例

年金特別会計児童手当勘定補助金に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。)に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。

○ 申請手続の特例(包括承認事項)

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。

- (1) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の児童厚生施設等(※)の財産処分(無償譲渡及び無償貸付に限る。)であって、譲渡又は貸付先が他の地方公共団体又は社会福祉法人で同一事業を継続するもの。
- (2) 社会福祉法人が行う児童厚生施設等の財産処分(無償譲渡及び無償貸付に限る。)であって、譲渡又は貸付先が他の社会福祉法人又は地方公共団体で同一事業を継続するもの。
- (3) 経過年数が10年以上の児童厚生施設等の転用(厚生労働省承認基準別表に掲げる事業への転用に限る。)

※児童厚生施設等

平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置営要綱」(以下「設置運営要綱」という。)の第2から第4に定める小型児童館、児童センター(大型児童センターを含む。)及び大型児童館(「C型児童館」を除く。)及び、平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設。